農地中間管理事業の啓発広告（案）

１．フルバージョン

農地の貸借には知事指定「香川県農地機構」を活用しましょう

**●農地の貸し手のメリット**

・農地中間管理機構は公的機関なので安心して農地を貸し付けることができます。

・農地の受け手を香川県機構が探し、交渉します。

・賃貸借の場合、賃料は機構から支払われ、契約期間が満了すれば農地は確実に戻ります。

**●農地の借り手のメリット**

・個々の農地の所有者と交渉する必要がなく、契約や賃料の支払いも手間なくできます。

・まとまった農地の借入れや分散した農地の集約化が可能となり、農作業の効率化が図れます。

・新規就農者や農業参入企業なども農地が借りやすくなります。

香川県農地機構は知事指定の安心できる機関です　　　　　　公益財団法人香川県農地機構

農地機構に ご相談ください　　　　　　　　　　　　　　電話　（087）831-3211

農地を貸したい方

貸付け「

農地を借りたい方

香川県

農地機構

借受け





２．簡易バージョン

農地の貸借には知事指定「香川県農地機構」を活用しましょう

　　　　　　　　　　　　　公益財団法人香川県農地機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話（087）831-3211

農地の管理に困っている方、農業経営を縮小を考えている方など、ご相談ください。

【提供方法】

〇　当該啓発広告（案）につきましては、ワード又はＰＤＦで提供させていただきます。

〇　香川県農地機構（電話０８７－８３１－３２１１）までご連絡ください。

農地の貸借には「香川県農地機構」を活用しましょう!!

香川県農地機構は、農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となり、農業の担い手への農地の集積・集約化を進める香川県知事指定の安心できる機関です。　　　　　　　　公益財団法人香川県農地機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒760-0068　高松市松島町一丁目17番28号 香川県高松合同庁舎　TEL（087）831-3211